

令和 8 年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

国立市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び通常の学級に在籍していて政令第 22 条の3に規定するしょうがいの程度に該当する児童生徒の保護者の教育費に係る経済的負担を軽減するため、市では学用品費、修学旅行費などの教育費の一部を援助しています。(※就学援助認定を受けている方はこの援助の支給対象になりません。)

1 支給対象

世帯全員の前年の所得が、世帯構成及び年齢等により計算される基準額以下の世帯【例】

世帯の所得の基準	世帯の状況（世帯構成・年齢で基準額は異なりますので目安です。）					世帯員数
約437万円以下	母（30歳）		小学2年生			2人
約578 //	父（39歳）	母（35歳）	小学2年生			3人
約734 //	父（45歳）	母（42歳）	高校2年生	中学2年生		4人
約836 //	父（45歳）	母（42歳）	中学3年生	小学5年生	小学1年生	5人

※世帯構成や年齢、社会保険料等で大きく額が変わります。また、給与所得または公的年金等所得の方は控除が適用されます。

2 支給項目・支給金額等

支給項目	支給金額
学用品等購入費・新入学用品費	定額（文部科学省の示す基準による限度額あり）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	実費額（文部科学省の示す基準による限度額あり）
移動教室及び修学旅行費・校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費額の1／2（文部科学省の示す基準による限度額あり）
通学費	通級サポート事業を利用する場合、その費用の2／3

3 申請方法

下記必要書類に記入の上、教育総務課学務保健係（市役所3階41番窓口）までご持参、またはご郵送でお送りください。

【必要書類等】

- ① 「令和8年度特別支援教育就学奨励費受給申請書」
- ② 「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」

※今年の1月2日以降に国立市に転入された方は、①、②の他に前住所地の市（区町村）役所で発行されます「令和8年度課税（非課税）証明書」も併せてご提出ください。

4 提出期限

令和8年9月25日（金）まで ※郵送の場合は令和8年9月25日（金）の消印まで有効

5 担当・お問い合わせ先

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1
国立市教育委員会教育部教育総務課学務保健係
電話 042-576-2111（内線 332）